

大阪市会情報公開条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成26年11月28日

大阪市会議長 床田正勝様

提出者

高山 仁	黒田 當士	河崎 大樹
美延 映夫	広田 和美	守島 正
ホンダ リエ	丹野 壮治	辻 淳子
青江 達夫	待場 康生	明石 直樹
土岐 恭生	北野 妙子	西川 ひろじ
柳本 顕	福田 賢治	田中 ひろき
山中 智子	井上 浩	

(別 紙)

大阪市会情報公開条例の一部を改正する条例

大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号ウ中「及び大阪市道路公社（以下「住宅供給公社等」という。）」を削り、同条第2号及び第5号中「住宅供給公社等」を「大阪市住宅供給公社」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、議長が定める。

説 明

大阪市道路公社の清算の終了に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

(参 照)

〔傍線は削除
太字は改正〕

大阪市会情報公開条例（抄）

（公文書の公開義務）

第7条 議長は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

アーイ 省 略

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等並びに大阪市住宅供給公社及び大阪市道路公社（以下「住宅供給公社等」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び住宅供給公社等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業

大阪市住宅供給公社

を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3)－(4) 省 略

- (5) 市会及び市会以外の本市の機関並びに国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び住宅供給公社等をいう。以下同じ。）の内部又は

大阪市住宅供給公社

相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6)－(8) 省 略